

○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十八条の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資するものとして経済産業大臣及び総務大臣が定める基準（令和二年総務省・経済産業省告示第三号）

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号。以下「法」という。）第二十八条の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資するものとして経済産業大臣及び総務大臣が定める基準は、同条に基づく主務大臣の確認を受けようとする特定高度情報通信技術活用システムの導入が次のいずれにも該当することとする。なお、この告示において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

1 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二条第五号に規定する無線局の免許を受けた者が当該免許に係る無線通信の業務の用に供するために導入した特定高度情報通信技術活用システム（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等の交付を受けて導入したものを除く。）であること。

2 当該特定高度情報通信技術活用システムの保守及び管理を迅速かつ適切に実施できる体制を確保するため、当該特定高度情報通信技術活用システムの導入に係る認定開発供給事業者が日本国内に保守及び管理の拠点を有しているものであること又は日本国内に保守及び管理の拠点を有している事業者（法第二条第一項第一号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムの開発又は提供及び維持管理を行う者に限る。）との提携等により保守及び管理を実施できる体制を確保しているものであること。

3 総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則（令和二年総務省・経済産業省令第二号。以下「施行規則」という。）第二条第一号に規定する全国5Gシステムを導入する場合にあつては、当該全国5Gシステムに係る電波法第二十七条の十二第一項に規定する特定基地局（同項第一号に係るものに限る。）が、屋内等（第五世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針（令和三年総務省告示第四十号）第一項第八号に規定する屋内等をいう。）以外の場所に設置されるものであること。

4 施行規則第二条第二号に規定するローカル5Gシステムを導入する場合にあつては、当該ロー

カル5Gシステムが、当該ローカル5Gシステムの特徴を活用した先進的なデジタル化の取組のために用いられるものであること。